第 10 章　鹿児島市環境保全条例

1　鹿児島市環境保全条例の概要

鹿児島市環境保全条例は、鹿児島市環境基本条例(平成 16 年条例第 10 号)の基本理念にのっとり、事業活動及び日常生活に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。本章では鹿児島市環境保全条例のうち、公害防止事前協議、特定施設、特定施設に係る規制基準、地下水の保全及び様式集等について記載しています。

2　定義

各用語の意味は次のとおりです。

(1)　公害

「公害」とは環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

(2)　ばい煙

「ばい煙」とは次に掲げる物質をいいます。

ア　燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

イ　燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

(3)　粉じん

「粉じん」とは物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。

(4)　特定施設

「特定施設」とは工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音又は振動(以下「ばい煙等」という。)を排出し、飛散させ、又は発生させる施設であって、規則で定めるものをいいます。

3　公害防止事前協議

建築物の建築又は修繕等について、建築確認申請が必要な場合、事前に公害防止事前協議を行わなければなりません。

(1)　協議対象建築物

建築確認申請が必要な建築物で、次に掲げるもの以外のもの。（表９－１参照）

ア　住居の用に供する建築物

イ　車庫及び駐車場（自動車の駐車の用に供する面積が 500 平方メートル未満のものに限る。）

ウ　物品販売店舗、事務所又は倉庫の用途に用いる建築物のうち、延べ床面積が 100 平方メートル未満（増改築の場合は、増改築部分の延べ床面積が 100 平方メートル未満の建築物）である建築物

エ　ア及びウに掲げる建築物を併用する建築物のうち、店舗、事務所又は倉庫部分の合計床面積が 100 平方メートル未満（増改築の場合は、店舗、事務所又は倉庫の増改築部分の合計床面積が 100 平方メートル未満）である建築物

オ　公衆便所、学校内に建築する飼育舎、更衣室、野外便所又は体育倉庫等の簡易な建築物

カ　前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める建築物

(2)　公害防止事前協議の提出書類は、次のとおりです。提出部数は１部です。

ア　公害防止事前協議書

イ　付近見取図

ウ　建物及び機械等の配置図

エ　建物の平面図

表10－１　事前協議対象建築物一覧

全部又は一部が事前協議の対象とならない建築物					
住居	専用住宅	×	事務所	事務所	△
	車庫付専用住宅	×		事務所付住宅	△
	共同住宅	×		事務所付共同住宅	△
	車庫付共同住宅	×		車庫付事務所	△
	長屋	×		倉庫付事務所	△
	下宿	×		集会場	△
	寄宿舎	×		市庁舎	△
	寮	×		銀行	△
	モデルハウス	×		展示学習室	△
	モデルルーム	×		税務署	△
	住宅展示場	×		公民館	△
駐車場車庫	車庫	×		交番	△
	駐車場	□		警察署	△
	立体駐車場	□		学習塾	△
物品販売店舗	店舗	△		キャッシュコーナー	△
	店舗付住宅	△		無人金融店舗	△
	店舗付共同住宅	△	倉庫	倉庫	△
	事務所付店舗	△		倉庫付住宅	△
	倉庫付店舗	△	学校公衆便所内の一部	公衆便所	×
	車庫付店舗	△		学校（飼育舎）	×
	店舗（コンビニ）	△		学校（更衣室）	×
	店舗（薬局）	△		学校（屋外便所）	×
	店舗（花屋）	△		学校（体育倉庫）	×
	販売所・売店	△			

すべてが事前協議の対象となる建築物（代表的なもの）			
店舗	理髪店・美容室	畜産	堆肥舎
	コインランドリー		飼育舎
	飲食店・食堂（弁当・惣菜などの調理施設を有する店舗を含む）		と蓄場
			貯蔵サイロ
	パチンコ店		牛舎
	カラオケボックス	運動	体育館
	ホテル・旅館		屋内プール
工場	工場		弓道場
	自動車修理工場		ゴルフ場
	木材加工所		野球練習場
	事務所付工場	宗教	神社・寺・教会
	作業場		葬祭場
福祉	精神障害者社会復帰施設		礼拝所
	児童福祉施設		納骨堂
	ケアハウス	機械	機械室
	老人ホーム		通信機械室
	在宅介護支援センター		ポンプ室
	グループホーム		研究施設
	デイサービス		排水処理施設
	児童クラブ		下水処理施設
	作業訓練所	燃料	ガソリンスタンド
医療	病院		給油所
	診療所		天然ガススタンド
	診療所付共同住宅	その他	休憩所
学校	学校校舎		退避壕
	大学（食堂）		多目的ホール

×：事前協議不要

□：自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００㎡未満のものに限り事前協議不要

△：店舗、事務所、倉庫部分の合計床面積（増改築の場合は、店舗、事務所、倉庫の増改築部分の合計床面積）が１００㎡未満のものに限り事前協議不要

４　特定施設

表 10－２　ばい煙に係る特定施設

施　　設	規　　模　　等
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び大気汚染防止法施行令（昭和４３年政令第３２９号）第２条別表第１の１の項に規定するボイラーを除く。）	大気汚染防止法施行規則（昭和４６年厚生省・通商産業省令第１号）第２条で定めるところにより算定した伝熱面積が３平方メートル以上であって１事業所内における個々の合計が８平方メートル以上であること。（１事業所内の合計を算定するときは、大気汚染防止法第２条第２項に規定するボイラーについても加算するものとする。）

表 10－３　粉じんに係る特定施設（実験の用に供するものを除く。）

項	施　　設	規　　模
１	常温混合用アスファルトプラント	混練機の混練重量が２００キログラム以上のもの
２	コンクリートプラント	混練機の混練容量が０．４５立方メートル以上のもの
３	セメントサイロ	袋詰作業を行うものであって、収容能力が５００トン以上のもの
４	土石ふるい	原動機の定格出力が１．５キロワット以上１５キロワット未満のもの
５	研摩機	動力を使用して金属の表面処理を行うもので、屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上の施設に設置されているもの
６	サンドブラスト	屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上の施設に設置されているもの
７	穀物用製粉機	原動機の定格出力が７．５キロワット以上のもの
８	帯のこ盤	製材又は加工用のものであって原動機の定格出力が１５キロワット以上のもの
９	丸のこ盤	製材又は加工用のものであって原動機の定格出力が１５キロワット以上のもの
10	鉱物（コークスを含む。）又は土石のたい積場	面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの
11	動力打綿機（混打綿機を含む。）及び製綿施設	すべてのもの

12	木材チップ又は木粉のたい積場	面積が３００平方メートル以上のもの
13	チッパー	原動機の定格出力が２．２５キロワット以上のもの
14	砕木機	すべてのもの
15	炭素製品の製造の用に供する粉砕施設及び素灰製造施設	すべてのもの

表 10－４　騒音に係る特定施設（騒音規制法第３条第１項に規定する指定地域に設置されるもの（同法第２条第２項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。）に限る。）

項	施　　設	規　　模　　等
1	金属加工用切断機	動力を使用する高速切断機で屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上の施設に設置されているもの
2	金属加工用研摩機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上の施設に設置されているもの
3	のこ目立機	動力を用いるもの
4	圧縮機（空気圧縮機を除く。）	原動機の定格出力が５．５キロワット以上のもの
5	送風機(機器に内蔵されるものを除く。)	原動機の定格出力が２．２キロワット以上７．５キロワット未満のもの
6	走行クレーン	原動機の定格出力の合計が７．５キロワット以上のもの
7	動力打綿機(混打綿機を含む。)	すべてのもの
8	製綿施設	すべてのもの
9	石材加工用切断機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上の施設に設置されるもの
10	石材加工用研摩機	屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上の施設に設置されるもの
11	コンクリートブロックマシン	原動機を用いるもの

12	帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が０．７５キロワット以上１５キロワット未満、木工用のものにあっては０．７５キロワット以上２．２５キロワット未満のもの
13	丸のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が０．７５キロワット以上１５キロワット未満、木工用のものにあっては０．７５キロワット以上２．２５キロワット未満のもの
14	かんな盤	原動機の定格出力が１．５キロワット以上２．２５キロワット未満のもの
15	重油燃焼バーナー	送油ポンプの原動機の定格出力が０．４キロワット以上のもの又は送風機の原動機の定格出力が０．４キロワット以上のもの
16	金属製品の加工、更生又は製造作業場（自動車板金を含む。）	屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上のもの
17	木材切込作業場	同一場所で継続して６月以上作業を行うもの

表 10－５　振動に係る特定施設（振動規制法第３条第１項に規定する指定地域に設置されるもの（同法第２条第２項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。）に限る。）

項	施　　設	規　　模　　等
１	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が２．９５キロワット未満のもの
２	遠心分離機	原動機の定格出力が１．５キロワット以上のもの
３	圧縮機(空気圧縮機を除く。)	原動機の定格出力が２２キロワット以上のもの

表 10－６　汚水に係る特定施設（すべての排出水を公共下水道に接続するものを除く。）

項	施　　設	規　　模　　等
１	ガソリンスタンド	水質汚濁防止法に規定する自動式車両洗浄施設を有するものを除く。
２	自動車整備工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上３００平方メートル未満のもの
３	機械修理工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が１００平方メートル以上のもの
４	石材加工場	動力切断機又は動力研摩機を有するもの

5　届出の種類及び添付書類

表 10－７　届出の種類

	届出を必要とする場合		届出期限	様　　式
届出の種類	特定施設を設置（使用・変更）する場合	ばい煙に係る特定施設	設置の 60 日前まで	ばい煙に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
		粉じんに係る特定施設		粉じんに係る特定施設設置（使用・変更）届出書
		騒音に係る特定施設	設置の 30 日前まで	騒音に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
		振動に係る特定施設		振動に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
		汚水に係る特定施設	設置の 60 日前まで	汚水に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
	氏名又は名称及び法人にあってはその代表者、工場又は事業場の名称及び所在地について変更があった場合		変更があった日から 30 日以内	特定施設設置者氏名等変更届出書
	特定施設の使用を廃止した場合		30 日以内	特定施設使用廃止届出書
	特定施設の譲渡、賃貸、相続、合併、分割によってその地位を引き継ぐ場合		承継があった日から 30 日以内	特定施設設置届出者の地位承継届出書
	特定工場等において事故が発生した場合		発生後ただちに	特定工場等事故報告書

表 10－８　添付書類

届　出　の　種　類	添　　付　　書　　類
ばい煙に係る特定施設設置（使用・変更）届出書	①付近の見取図 ②ばい煙にかかる特定施設の配置図 ③操業工程の概要図 ④ばい煙を発生する施設の構造概要図 ⑤燃料の成分分析表
粉じんに係る特定施設設置（使用・変更）届出書	①付近の見取図 ②粉じんにかかる特定施設の配置図 ③操業工程の概要図 ④粉じんを発生する施設の構造概要図

届　出　の　種　類	添　　付　　書　　類
騒音に係る特定施設設置（使用・変更）届出書	①付近の見取図 ②騒音にかかる特定施設の配置図 ③操業工程の概要図 ④騒音を発生する施設の構造概要図
振動に係る特定施設設置（使用・変更）届出書	①付近の見取図 ②振動にかかる特定施設の配置図 ③操業工程の概要図 ④振動を発生する施設の構造概要図
汚水に係る特定施設設置（使用・変更）届出書	①付近の見取図 ②汚水にかかる特定施設の配置図 ③操業工程の概要図 ④汚水を発生する施設及び廃水処理施設の構造概要図
特定工場等事故報告書	①付近の見取図 ②現場写真その他事故の状況がわかるもの

備考

1　付近の見取図は事業場周辺の目標物（駅・バス停・国道等）を含む範囲で作成してください。

2　特定施設の配置図は敷地境界線内において建築物、特定施設及び防止の方法に係る施設について記入してください。また、特定施設以外の主な機械・装置についても可能な範囲で記入してください。

3　操業工程の概要図は生産・加工などの工程をフロー形式で表し、特定施設を使用する工程を明記してください。

4　施設の概要図は特定施設の構造を示す図面で、メーカーの設計図面、カタログまたは主要寸法、能力等を記載した仕様書等です。

6　届出後の留意事項

(1)　実施の制限

届出について事前に審査を行い、必要な場合は公害未然防止の指導又は計画変更の命令ができることになっており、それに要する必要な期間として６０日（騒音・振動は３０日）と定められているので、その期間に特定施設の設置、又はその届出の内容の変更をしてはなりません。

しかし、届出の内容が相当であると認められる場合は、その６０日（騒音・振動は３０日）を短縮することができます。

(2)　計画変更命令

審査の結果、規制基準に適合しないばい煙等を排出するなどのおそれがある場合（かつ騒音などにおいては周辺の生活環境を損なうおそれがある場合）には、その必要な公害防止のための措置について指導を行い、必要に応じて、計画の変更又は計画の廃止の命令を行うことができることになっています。

(3)　届出の義務

届出には表 10－７の種類の届出がありますので、その都度、定められた届出を行ってください。

特に、代表者の交代、特定施設の更新の際など忘れずに届出を行ってください。

(4)　規制基準の遵守

ばい煙、粉じん、騒音、振動及び水質に係る特定施設には各項目ごとに規制基準が設定されています。

この規制基準に適合しない場合や適合しないおそれがある場合は、罰せられることもあります。

(5)　事故時の措置

事故等により公害が発生したり、発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、市環境保全課に報告してください。

7　地下水の保全

地下水の汲み上げ量には、限界があり、これを超えると地下水のバランスが崩れ、水位の低下や塩水化、さらには地盤沈下などの地下水障害を引き起こすことになります。

このような事態を引き起こすことがないように、又適正な地下水の利用が将来にわたりできるように、揚水設備によって地下水を採取しようとする者は、揚水に関する必要な事項について届出をしなければなりません。

(1)　採取の届出

揚水設備※であって、吐出口径が 40㎜ 以上のもの（以下単に「揚水設備」という。）を使用して地下水を採取しようとする者は、当該揚水設備ごとに、次に掲げる事項について届け出ることが義務付けられています。

・氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・揚水設備及び井戸の設置場所
・ストレーナーの位置
・揚水設備の種類
・揚水設備の吐出口の口径
・市長が必要と認める事項

また、届け出た内容に変更がある場合や使用を廃止した場合、承継があった場合も届出が必要です。これらの届出の種類は表 10－９のとおりです。

※動力を用いて地下水を採取するための設備（一般家庭の用に供するもの及び温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第１項に規定する温泉及び鉱業法（昭和２５年法律第２８９号）第５条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第３条第１項に規定する可燃性天然ガスを含有する地下水を採取するものを除く。）

表 10－９　届出の種類

	届出を必要とする場合	届出期限	届出の種類
1	揚水設備を使用して地下水を採取しようとする場合	採取開始予定日の 15 日前まで	地下水採取届出書
2	現に地下水を採取している者が使用している設備が揚水設備となった場合	揚水設備となった日から 30 日以内	地下水採取届出書
3	届け出た事項の変更があった場合	変更した日から 30 日以内	地下水採取届出者氏名等変更届出書
4	揚水設備の使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内	揚水設備使用廃止届出書
5	１の届出をした者からその届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた場合	承継があった日から 30 日以内	地下水採取届出者の地位承継届出書
6	１の届出をした者について相続、合併又は分割があり、当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該用水設備を承継した法人の場合	承継があった日から 30 日以内	地下水採取届出者の地位承継届出書

(2)　水量の報告

揚水設備において地下水を採取する者は、毎年４月末日までに、前年度（４月～３月）に採取した地下水の量を次に掲げる水量測定器により測定し、報告しなければなりません。届出の様式は表 10－10 のとおりです。

・接線流羽根車式水道メーター
・軸流羽根車式水道メーター
・円板型水道メーター
・ロータリーピストン型水道メーター
・ピストン型水道メーター
・ベンチュリー管分流式水道メーター
・ロータリー型水道メーター
・複合型水道メーター
・副管付水道メーター
・上に掲げるものと同等以上の性能を有すると市長が認める水量測定器

表 10－10　水量の報告の様式

	主な使用の用途	届出期限	様　　式
1	建築物用の場合 （冷却、冷房、暖房、洗車、浴用、プール、水洗便所又は飲料等に地下水を使用する場合をいい、２～４を除くもの）	前年度分を ４月末日まで	揚水量測定報告書（建築物用）
2	工業用の場合 （工場等においてボイラー、原料、製品処理、洗浄、冷却、冷房、暖房等に地下水を使用する場合）		揚水量測定報告書（工業用）
3	水道用の場合 （上水道、簡易水道又は専用水道等に地下水を使用する場合）		揚水量測定報告書（水道用）
4	農業用の場合 （水田かんがい、畑地かんがい、果樹草地かんがい、養殖養魚又は家畜の飼料等に地下水を使用する場合）		揚水量測定報告書（農業用）

8　規制基準

(1)　ばい煙に係る規制基準

ア　硫黄酸化物に係る規制基準

排出口から大気中に排出される硫黄酸化物が、次により算出した量以下であること。

$q = K \times 10^{-3} \times He^{2}$

この式においてｑ・Ｋ・Ｈｅは、それぞれ次の値を表すものとする。

ｑ：特定施設の排出口において排出することのできる硫黄酸化物の量(単位は、温度零度かつ圧力1気圧の状態（以下「標準状態」という。)に換算した立方メートル毎時とする。)

Ｋ：１４．５（大気汚染防止法施行令別表第３第１００号に掲げる区域にあっては、１７．５）

Ｈｅ：次の式より補正された排出口の高さ（単位　ｍ）

$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$

$Hm = (0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) / (1 + (2.58 / V))$

$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (t - 15) \cdot (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$

$J = (1 / \sqrt{(Q \cdot V)})(1460 - 296 \times V / (t - 15)) + 1$

これらの式において、Ｈｏ、Ｑ、Ｖ及びｔは、それぞれ次の値を表わすものとする。

Ｈｏ：排出口の実高さ（単位　ｍ）

Ｑ：温度１５度における排出ガス量（単位　m^3／ｈ）

Ｖ：排出ガスの排出速度（単位　m^3／Ｓ）

ｔ：排出ガスの温度（単位　℃）

備考　硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

１　日本工業規格（以下単に「規格」という。）Ｋ０１０３に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Ｚ８８０８に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

２　規格Ｋ２３０１、規格Ｋ２５４１-１からＫ２５４１-７まで又は規格Ｍ８８１３に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Ｚ８７６２-１からＺ８７６２-４までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

イ　ばいじんに係る規制基準

排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度がリンゲルマン濃度法により測定した濃度(以下「リンゲルマン濃度」という。)２度以下であること。ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（１時間につき合計６分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）につい

ては、リンゲルマン濃度による規制基準は適用しない。

(2)　粉じんに係る規制基準

表10－３の１項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　散水設備によって散水が行われていること。 ③　防じんカバーで覆われていること。 ④　薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。 ⑤　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の２項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　散水設備によって散水が行われていること。 ③　コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機を設置し、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分においては、必要に応じフード及び集じん機を設置していること。 ④　防じんカバーで覆われていること。 ⑤　薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。 ⑥　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の３項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 ①　袋詰作業等は粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 ②　袋詰作業等により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 ③　袋詰作業等を行う場所が防じんカバーで覆われていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の４項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　フード及び集じん機が設置されていること。 ③　散水設備によって散水が行われていること。 ④　防じんカバーで覆われていること。 ⑤　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

表10－３の５項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　フード及び集じん機が設置されていること。 ③　防じんカバーで覆われていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の６項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　フード及び集じん機が設置されていること。 ③　防じんカバーで覆われていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の７項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　集じん機が設置されていること。 ③　施設が密閉構造になっていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の８項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　フード及び集じん機が設置されていること。 ③　防じんカバーで覆われていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の９項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　フード及び集じん機が設置されていること。 ③　防じんカバーで覆われていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の10項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　散水設備によって散水が行われていること。 ③　防じんカバーで覆われていること。 ④　薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。 ⑤　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

表10－３の11項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　集じん機が設置されていること。 ③　施設が密閉構造になっていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の12項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある木材チップ又は木粉をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　散水設備によって散水が行われていること。 ③　防じんカバーで覆われていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の13項に掲げる施設 表10－３の14項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 ①　粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ②　フード及び集じん機が設置されていること。 ③　防じんカバーで覆われていること。 ④　前３号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
表10－３の15項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 ①　集じん機が設置されていること。 ②　施設が密閉構造になっていること。 ③　前２号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(3)　排水に係る規制基準

表10－６の１項に掲げる施設 表10－６の２項に掲げる施設 表10－６の３項に掲げる施設	廃油の流出防止施設を設置すること。
表10－６の４項に掲げる施設	濁水の流出防止施設を設置すること。

(4)　騒音に係る規制基準

①　特定工場等に係る規制基準　　（単位：デシベル）

時間の区分＼区域の区分		第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
昼　間	午前８時から 午後７時まで	５０	６０	６５	７０
朝・夕	午前６時から 午前８時まで 午後７時から 午後10時まで	４５	５０	６０	６５
夜　間	午後10時から 午前６時まで	４０	４５	５０	５５

備考

１　区域の区分は、騒音規制法第４条第１項に規定する特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成 23 年３月 10 日市告示第 245 号）において定める区域の区分による。

２　デシベルとは、計量法（平成４年法律第５１号）別表第２に定める音圧レベルの計量単位をいう。

３　騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を、動特性は速い動特性（ＦＡＳＴ）を用いることとする。

４　騒音の測定方法は、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

５　騒音の測定点は、特定工場等の敷地の境界線上とする。ただし、敷地の境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠で、条例の目的を達成するために合理的と判断される地点とする。

②　拡声機から発する音量の基準

音源から１０メートルの距離において７５デシベル以下であること。

備考

１　デシベルとは、①の備考２に規定する計量単位とする。

２　騒音の測定は、①の備考３に規定する騒音計又は周波数補正回路及び動特性を用いて行うものとする。

３　騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、①の備考４に規定する方法により行う

ものとする。

(5)　振動に係る規制基準（単位：デシベル）

区域の区分／時間の区分		第一種区域	第二種区域
昼　間	午前８時から 午後７時まで	６０	６５
夜　間	午後７時から 午前８時まで	５５	６０

備考

１　区域の区分は、振動規制法第４条第１項に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成 23 年３月 10 日市告示第 246 号)において定める区域の区分による。

２　デシベルとは、計量法別表第２に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

３　振動の測定、測定方法、振動加速度レベルの決定については、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に定めるところによる。

４　振動の測定点は、特定工場等の敷地の境界線上とする。ただし、敷地の境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠で、条例の目的を達成するために合理的と判断される地点とする。

９　鹿児島市環境保全条例の届出様式

鹿児島市環境保全条例の届出には、所定の届出様式を使用してください。